

令和4年三重県議会定例会

予算決算常任委員会

医療保健子ども福祉病院分科会

説明資料

頁

【 議案補充説明 】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 議案第97号 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案 | 1 |
|---|---|---|

令和4年6月22日

病院事業庁

1 議案第 97 号 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

(1) 改正理由

地方公務員法の一部改正等に鑑み、高齢者部分休業による給与の減額や、定年の引上げ後における 60 歳を超える職員の給与に関する特例等にかかる規定を整備するものです。

(2) 改正内容

①給与の減額事由に「高齢者部分休業 (※)」を加えます。

(※) 職員の高齢者部分休業の承認等に関して必要な事項については、知事部局における「職員の高齢者部分休業に関する条例案」の規定に準じて、別途「三重県病院事業庁職員服務規程」において定めます。

②定年の引上げ後における 60 歳を超える職員の給料月額を、当分の間、「管理者が定める額 (※)」とします。

(※) 別途「三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程」において、知事部局に準じる改定 (60 歳前の 7 割水準) を行います。

③再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えるとともに、従前の再任用職員にかかる経過措置を規定します。

④その他規定を整備します。

(3) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日